

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

別表六の二(三)付表二 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細													
試験期 研究控 除費額 の 総額 別に 帰属 する額	各連結法人における試験研究費の額	1	円	連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	20	最 初 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	円				
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2				直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別 表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三)付 表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)	21						
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「11」)	3				繰越控除可能額 (16)	22						
	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4				$(20) - (21) - (22)$	23						
特 別 期 控 除 額 の 個 別 に 帰 属 する額	各連結法人における特別試験研究費の額 (別表六の二(六)「7」の「計」)	5		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	各連結法人の最初の超過連結事業 年度の特別試験研究費の額	24	最 初 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	円				
	各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	6				最初の超過連結事業年度の特別試 験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	25						
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「18」)	7				$(23) \times \frac{(24)}{(25)}$	26						
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(5)}{(6)}$	8				$(19) + (26)$	27						
連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	全 額 場 合 連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (各連結法人の別表六の二(三)付表三、別表六 の二(三)付表四及び別表六の二(三)付表五)	9		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	試験研究費の総額に係るもの 試験研究費の総額に 係るもの	28	連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	円				
	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10				特別試験研究費に 係るもの	29						
	直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の 別表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三) 付表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)	11				各連結法人の各連結事業年度の 試験研究費の額	30						
	$(10) - (11)$	12				各連結事業年度の試験研究費 の額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	31						
	各連結法人の最初の超過連結 事業年度の試験研究費の額	13				$(28) \times \frac{(29)}{(30)}$	32						
	最初の超過連結事業年度の 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14				特別研究税額控除未済額 (別表六の二(三)付表三「36の②」、 別表六の二(三)付表四「36の②」又は 別表六の二(三)付表五「36の②」)	33						
	$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15				各連結法人の各連結事業年 度の特別試験研究費の額	34						
	繰越控除可能額 (最初の超過連結事業年度の別表六の二(三) 付表三「36の①」、別表六の二(三)付表四「36 の①」又は別表六の二(三)付表五「36の①」)	16				各連結事業年度の 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(33)の合計)	35						
	各連結法人の最初の超過連結 事業年度の試験研究費の額	17				$(32) \times \frac{(33)}{(34)}$	36						
	最初の超過連結事業年度の 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)	18				連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9)又は((15)又は(27))+(31)+(35))	37						
	$(16) \times \frac{(17)}{(18)}$	19					38						
	各連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細												
	試験研究費の総額に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「6」-「11」)	37	円			特別試験研究費に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「14」-「18」)	39		円				
	(37)のうち各連結法人の個別帰属額 $(37) \times \frac{(1)}{(2)}$	38				(39)のうち各連結法人の個別帰属額 $(39) \times \frac{(5)}{(6)}$	40						

別表六の二（三）付表二の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み

ます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。